

<論 説>

エコノミクス
第4巻第2号
1999年11月

国籍と外国人の「市民権」

——国籍・居住権・社会権・経済的権利・政治的権利の比較——

近藤 敦

はじめに

国籍と市民権は、重なる部分の多い概念である。しかし、異なった内容を表すことも少なくない。日本においては、国籍が国家の構成員資格を意味する法律用語である。一方、市民権は法律用語ではなく、さまざまな意味合いで用いられている。日本の国籍は一般に英語の *nationality* に翻訳される。一方、市民権は英語の *citizenship* に対応して、国籍に基づく権利と義務のように理解されることが多い¹。しかし、日本語の市民権は、オーストラリア、カナダ、スウェーデンおよびニュージーランドといった国の国籍そのものをさす場合もある²。他方、社会の完全な構成員としての参加を語る場合のキーワードとして市民権の概念が用いられる場合もある。伝統的に国籍に基づく権利と考えられてきたものの多くを、今日、外国籍の住民も享有するようになっている。そこで、外国人の「市民権」という挑戦的なタイトルにより、現在の国籍と外国人の権利をめぐる実務と理論動向を検討することが本稿の課題である。

1 参照、近藤敦「市民権概念の国際化—denizenship をめぐる各国の議論を中心として—」エコノミクス3巻3・4号(1996)61頁以下。

2 参照、法務省民事局国籍事務研究会編『涉外身分関係先例判例総覧』(日本加除出版)702ノ26, 756ノ2, 900ノ8, 1022ノ3頁。

表1 外国人住民および外国生まれの者の人口と人口比率

国	外国人住民		外国生まれの者	
	1990年	1996年	1990年	1996年
オーストラリア			375万人22.3%*	391万人21.1%
カナダ			434万人16.1%*	497万人17.4%
ニュージーランド			53万人15.8%*	61万人17.5%
ドイツ	534万人8.4%	731万人8.9%		
フランス	360万人6.3%			
スウェーデン	48万人5.6%	52万人6.0%	83万人 9.6%**	94万人11.0%
アメリカ		1,177万人4.7%	1,977万人 7.9%	2,460万人 9.3%
オランダ	69万人4.6%	68万人4.4%	122万人 8.1%	
イギリス	172万人3.2%	197万人3.4%		
日本	108万人0.9%	142万人1.1%		

出典： SOPEMI, *Trends in International Migration-Annual Report* (Paris: OECD) 1992 ed. p. 131; 1995 ed. p. 194; 1998 ed. pp. 223-4; Statistics New Zealand, *1996 Census of Population and Dwellings. National Summary* (Statistics New Zealand: Wellington, 1997), p.24.

*1991年のデータである。

**1992年のデータである。

イギリスについては、インドやオーストラリアなどの英連邦諸国の国民（英連邦市民）を外国人の定義から法律上ははずしているが、このデータにおける外国人には、英連邦市民も含まれている。

フランス、アメリカ、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランドは国勢調査、イギリスは労働力調査、ドイツ、スウェーデン、オランダおよび日本は外国人登録のデータに基づく。

題である。

本稿は、日本・ドイツ・スウェーデン、オランダ、フランス・イギリス・オーストラリア・ニュージーランド・カナダおよびアメリカの10カ国について比較するものである。各国の外国人の権利をめぐる特殊性にはあまり深入りすることなく、主として一般傾向について整理しようと思う。

これらの国々における外国人の人口ないしはその人口比率は、一般に増加傾向にある。オランダが例外的に減少したのは、帰化の実務を変えたことによる国籍取得率の増大と関係がある。表1は、各国における外国人住民の全人口に占める割合および外国生まれの者の人口比率である。なお、国籍制度が生地主義を採用している国では、国籍に基づく外国人の統計よりも、出生国に基づく外国生まれの者の統計が用いられている。

移民政策の歴史は、国ごとに異なる³。一般に、アメリカ、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランドは、伝統的な移民国家と呼ばれる⁴。一方、

フランス、イギリス、オランダ、スウェーデンおよびドイツ³は、ヨーロッパの移民国家として扱われる。日本と韓国は移民国家とは目されてはいない。かつて植民地をもった国（イギリス・フランス・オランダ・日本）もあれば、他国の植民地であった時代を経験した国（アメリカ・オーストラリア・ニュージーランド・韓国）もある。しかし、今日、産業の発達した国々では、多くの外国人の定住傾向が一般に認められる。それにともない、定住外国人が社会の構成員として市民権と呼ばれてきた一連の権利を従来の国民と平等に享受することができるかという問題が生じている。とりわけ、国籍・居住権・社会権・経済的権利・政治的権利の変容が、従来の国民と外国人の二分法を見直し、市民権をめぐる議論を活発にさせている。

もともと、伝統的な移住国家において、永住を前提とする移民（immigrants）は、移民でない者（non-immigrants）に比べて、多くの権利を与えられてきた。1970年代の第1次オイル・ショック以降、外国人労働者の募集を停止したヨーロッパでは、安定した居住権を保障された外国人に対する社会権・経済的権利・若干の政治的権利の保障が改善された。1990年代には、欧州連合が加盟国の国民であるEU市民の特別な地位に基づく、ヨーロッパ市民権を創設した。一方、経済不況が、難民の受入への消極姿勢や、非正規の在留外国人のコントロールを強化させている。

欧州人権規約にかぎらず、一般に、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約や難民条約などの国際条約を批准する国々では、外国人住民の社会権保障に対する国際法上の義務を有している。しかし、比較対象10カ国の中、アメリカだけはこれらの条約を批准していない。このことが永住者の社会権の保障を国民よりも大きく制限することをアメリカでは可能としている。

3 日本の鎖国政策（1639-1853）、オーストラリアの白豪主義政策（1949-1975）など、特筆すべき歴史はある。

4 United Nations, *International Migration Policies* (New York: United Nations, 1998), pp. 67-80. 以下、United Nations (1998) と略記する。

5 ドイツは移民国家ではないとする旧政権の公式見解から、宣言されざる移民国家とか、事実上の移民国家という表現が使われることが多い。なお、本稿における移民という言葉は、国内に移入してくる者（immigrants）の意味で用いており、国外移住者（emigrants）を意味するものではない。

一方、市民的および政治的権利に関する国際規約は、ここでのすべての国が批准しており、外国人住民にも大半の市民的権利は保障され、一定の範囲で政治的権利も保障されている。さらに、比較的新しくできた憲法は、外国人の権利に言及したり、外国人と国民の平等な権利について定めている（スウェーデン⁶・オランダ⁷・カナダ⁸）。また、「すべての人」が「法律の前に平等である」旨を定め、権利の享有主体がすべての人か国民かを明示する場合もある（ドイツ⁹）。さらに、外国人と国民の権利の平等を憲法に規定していない場合も、判例上（日本¹⁰・フランス¹¹・アメリカ¹²），原則的に外国人も国民と平等な市民的権利の保障を受けることを認めている。

6 1975年のスウェーデン統治法2章22条によれば、「国内にいる外国人は、つきの各号に関してはスウェーデン国民と平等である。1. 世論形成のための集会・デモ、その他の意見の表明のための集会・デモに参加し、または宗教団体その他の結社に加盟することを強制されないための保護、2. コンピュータ処理の際のプライバシーの保護、3. 死刑・体刑・拷問・薬物による陳述の強要または妨害からの保護、4. 犯罪またはその容疑を理由とする自由の剥奪について裁判所で審理を受ける権利、5. 刑罰の遡及効・犯罪の遡及的効果からの保護および税・その他の国費負担義務からの保護、6. 特別裁判所の設置に対する保護、7. 人種・皮膚の色・民族的出自または性別に基づく差別からの保護、8. 爭議権、9. 収用その他の処分および土地・建物の使用制限からの保護、10. 教育を受ける権利（以下、省略）」。さらに参照、近藤敦「スウェーデンにおける外国人政策の展開」エコノミクス4巻1号（1999）99-100頁。

7 1983年のオランダ憲法によれば、「オランダにおけるすべての人は、同じ状況において平等に扱われる」。ただし、居住権について、同2条において、「外国人の入国許可と国外退去は、法律で定める」としている。また、経済的権利について、同3条の「平等な公務就任権」、同19条の「職業選択の自由」、政治的権利について、同4条の「総選挙の選挙権と被選挙権」の享有主体を国民としている。参照、Constantijn A.J.M. Kortmann and Paul P.T. Bovend'Eert, *The Kingdom of the Netherlands: An Introduction to Dutch Constitutional Law* (Deventer: Kluwer, 1993), pp. 127-8, 171-3.

8 1982年のカナダ憲法15条によれば、「すべての個人は、法の前および法の下において平等である」。また、同6条2項によれば、「カナダのすべての国民およびカナダの永住権をもつ者は、つぎにかかげる権利を有する。(1)他の州へ移転し、居住する権利、(2)あらゆる州において生計手段を追求する権利」。ただし、同3条により、「連邦下院議員および州議会議員の選挙権と被選挙権」、同6条1項により「入国し、滞在し、出国する自由」の享有主体は、国民とされている。

1. 国籍と市民権

一般に、国籍の取得方法は、血統・出生地・帰化・登録に基づく、4通りの方法がある¹³。国籍の取得は、前2者の出生にともなう国籍取得と、後2者の後天的な国籍取得に分けて考えられる。

まず、出生にともなう国籍取得の主要原理に応じて、血統主義国（日本・スウェーデン・フランス・オランダ）と生地主義国（イギリス・オーストラ

9 1949年のドイツ基本法3条1項によれば、「すべての人は、法律の前に平等である」。また、居住権について、入国の自由も含む同11条の「移転の自由」、経済的権利について、同12条1項の「職業選択の自由」および同33条2項の「公務就任権」は、国民の権利となっている。さらに、政治的権利について、同20条の「選挙および投票」が国民によって行使される。なお、8条の「集会の自由」と9条の「結社の自由」が国民の権利とされているが、法律上は外国人にも保障されている。参照、門田孝「ドイツにおける外国人の人権」畠博行・水上千之編『国際人権法概論〔第二版〕』（有信堂、1999）177-80頁。

10 最大判1978・10・4 民集32巻7号1223頁（マクリーン事件）。

11 1958年のフランス第5共和国憲法2条2文（現行1条2文）によれば、「フランスは、出生・人種・宗教による差別なしに、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する」とある。ただし、1789年の人および市民の権利の1条において、「人は」、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存すると定める一方、同6条において「市民は」、法律の形成に参与する権利をもち、法律の前に平等であるから、その能力等にしたがって公職に就くことができると定めていた。憲法院は、憲法上の平等原理の主体として外国人もなりうることを判示している。DC 89-269 (22. 1. 1990) in Louis Favoreu, *Recueil de jurisprudence constitutionnelle 1959-1993* (Paris: Litec, 1994), p. 395.

12 合衆国憲法14条は、「市民(citizen)」ではなく、いかなる「人(person)」に対しても、法の平等な保護を保障している。*Plyer v. Doe*, 457 U.S. 202, 215 (1982).

13 参照、Sarah A. Adams, 'The basic right of citizenship: a comparative study,' *Backgrounder*, Nos. 7-93 (Washington, D.C.: Center for Immigration Studies, 1993), p. 2.

14 参照、黒木忠正・細川清『外事法・国籍法』（ぎょうせい、1988）278-81頁。ただし、生地主義の多くの国は血統主義も併用するようになり、血統主義国も生地主義の要素をかなり取り入れてきている。さしあたっては参照、法務省民事局法務研究会編『国籍実務解説』（日本加除出版、1990）449-461頁。

リア・ニュージーランド・カナダ・アメリカ) の 2 つのモデルに大別して説明されることが多い¹⁴。しかし、生まれた国の国籍を取得する生地主義 (*jus soli*) と、親の血統により国籍が決定される血統主義 (*jus sanguinis*) が、実際には両方の要素を折衷している場合も少なくない¹⁵。生地主義の国でも、国外で生まれた国民の子どもに親の血統による国籍取得を認める国も多く¹⁶、親が国民か永住者でなければ子どもがその国に生まれても国籍を自動的に取得しない国もある。また、血統主義の国でも、いわゆる移民の 2 世や 3 世の場合に移民先の国で生まれたことにより国籍を付与する傾向が近年高まっている。

そこで、出生にともなう国籍取得権、すなわち「本源的な国籍 (nationality of origin)」の特徴を整理する上では、つぎの 4 通り、すなわち(1)厳格な血統主義、(2)生地主義の要素が加重された血統主義、(3)永住条件型生地主義、(4)無条件型生地主義、に分けることが適当である。

たとえ、厳格な血統主義国（日本・スウェーデン）であっても、国内で生

15 SOPEMI (1995), p. 158.

16 アメリカの場合は、一方の親が国民であるだけでなく、アメリカに一定期間居住しているという要件がさらに課される。

17 1993 年のフランス民法 19 条の 3 「一方の親がフランス生まれのとき、子どもはフランスでの出生とともに国籍を取得する」。参照、Paul Lagarde, 'Le droit français de la nationalité' in Bruno Nascimbene (ed.), *Nationality Laws in the European Union* (Milano: Butterworths, 1996), p. 340. 祖父母の代に移民して、親子 2 世代にわたってフランスで生まれた場合に、国籍を取得するので、2 世代生地主義といわれる。

18 1984 年のオランダ国籍法 3 条 3 項 「子どもは、出生のときに父または母が、オランダまたはオランダ領アンティルに住所を有しており、これらの国に住所を有する祖母の 1 人から生まれている場合には、オランダ国民とする」。この規定は、2 世代生地主義と同じく、2 世の統合のための生地主義的要素を含んでいるが、決定的な要因は、出生地ではなく、親の住所であるので、住所主義 (*iure domicilii*) と呼びうる。参照、Gerard-René de Groot and Carlos Bollen, 'Netherlands Nationality Law' in Nascimbene (ed.), *op. cit.*, 552, 591. 以下、de Groot and Bollen (1996) と省略する。したがって、デ・フローテらの指摘するこの場合を 2 世代住所主義と名づけることにして、親や祖父母の住所ではなく、本人がどれだけの期間その国に居住したかにより国籍を取得する権利を取得するという後述するハンマーらの指摘する居住主義と区別することにする。

まれた両親が不明の子どもについては、無国籍者を防止するために、例外的に生地主義を認めている。一方、2世代生地主義・2世代住所主義・および選択制度付きの生地主義により、生地主義の要素が加重された血統主義国（フランス¹⁷・オランダ¹⁸・ドイツ¹⁹）では、移民の2世または3世は、移民先における出生とともに自動的に国籍を取得する。

他方、移民の2世は、一般に、生地主義の国では、定住国での国籍を取得する。ただし、いざれかの親が国民か永住者であるという条件を付した永住条件型生地主義国（イギリス²⁰・オーストラリア²¹）は、移民として定住することを予定していない外国人の子どもはこれらの国における出生により自動的に国籍を取得するものではない。これに対し、無条件型生地主義国（アメリカ²²・カナダ²³・ニュージーランド²⁴）では、非正規滞在者、短期滞在者、

- 19 2000年から施行されるドイツ国籍法によれば、両親のいざれかが8年以上ドイツに合法的に滞在し、滞在権または3年以上無期限の滞在許可を有する場合、ドイツ国内での出生により、国籍を取得し、二重国籍となった場合、23歳までにいざれかの国籍を選択しなければならない。参照 FAZ (22. 5. 1999) p. 2.
- 20 1981年のイギリス国籍法1章1条1項「本法施行後にイギリスで生まれた者は、その出生時に父または母が、イギリス市民またはイギリスに定住しているときは、イギリス市民とする」。参照、Nicholas Blake, 'British Nationality Law', in Nascimbene (ed.), *op. cit.*, pp. 717-8.
- 21 1986年オーストラリア国籍法10条2項「1986年のオーストラリア国籍修正法の施行の後、オーストラリアにおいて生まれた者は、つぎのいざれかの条件を備える場合にかぎり、その出生によりオーストラリア国民となる。(a) その出生のときに、両親のいざれかがオーストラリア国民であるか、または永住者である者」。参照、<http://scale-plus.law.gov.au/html/comact/5/2923/0/CM000070.htm>
- 22 1952年のアメリカ国籍法301条「以下の者は、出生による合衆国国民であり、かつ市民とする。(a)合衆国において出生し、その管轄権に服する者」。参照、[http://www.ins.usdoj.gov/cgi-bin/folioisa.dll/lawbooks.nfo/query=\[jump!3A!27act301!27\]/doc/ {@6496}/hits_only?](http://www.ins.usdoj.gov/cgi-bin/folioisa.dll/lawbooks.nfo/query=[jump!3A!27act301!27]/doc/ {@6496}/hits_only?)
- 23 1976年のカナダ国籍法3条1項「この法律の規定により、つぎの各号のいざれかに該当するものは国民とする。(a) (本法の施行された)1977年2月14日以降、カナダにおいて出生した者」。参照、<http://canada.justice.gc.ca/FTP/EN/Laws/Chap/C/C-29.txt>
- 24 1977年ニュージーランド国籍法6条「1949年1月1日以降に、ニュージーランドで出生した者は、すべて出生によるニュージーランド国民である」。参照、<http://www.knowledge-basket.co.nz/gpprint/acts/public/text/1977/se/06lse6.html>

旅行者その他、たまたまその国に滞在していたか、その国所有の飛行機や船舶に乗り合っていた場合も、国籍を取得する。そこで、たとえばアメリカでは、「滞在許可証をもたない外国人（undocumented aliens）」の子どもに対する生来の国籍取得権を憲法解釈上否認する少数説も提唱され²⁵、国民か合法的な住民の子どもにだけ自動的な出生による国籍を認めるべく生地主義に条件をつけようとする立法化の動きも一部の国会議員にはみられる²⁶。しかし、多数説および法務省は、合衆国憲法修正14条の解釈としては、生地主義の限定解釈を認めず、憲法改正によってのみ、その種の生地主義の限定が可能という²⁷。

なお、血統主義国では、一般に、移民の2世の国籍が問題となる。選択義務制度付きの生地主義を採用するドイツでは、2世の国籍問題は、23歳の選択時まで問題が先送りされることになった。2世代生地主義を採用するフランスや、2世代居住主義を採用するオランダでは、移民の3世以上は、定住国での出生により国籍を取得する。これに対し、厳格な血統主義国では、移民の3世以上でも、出生により定住国の国籍を取得しない。

各国の出生による国籍取得の基準を表2に示しておこう。主要な国籍取得原理を○で表し、副次的な国籍取得原理を△で表すことにする。

ついで、移民の2世の後天的な国籍取得については、裁量帰化とは別に、一定の居住などを要件として、自動的または登録（届出・選択権・意思表示）により、国籍取得の権利を認めている国（フランス²⁸・オランダ²⁹・スウェー

25 Peter H. Shuck and Rogers M. Smith, *Citizenship without Consent* (New Haven: Yale University Press, 1985), pp. 2-3.

26 Sarah A. Adams, 'The basic right of citizenship: a comparative study,' *Backgrounder*, Nos. 7-93 (Washington, D.C.: Center for Immigration Studies, 1993), pp. 1-5.

27 T. Alexander Aleinikoff, *Between Principles and Politics: The Direction of U.S. Citizenship Policy* (Washington D. C.: Carnegie Endowment for International Peace, 1998), pp. 10-1.

28 1998年改正のフランス民法21条7項によれば、「フランスで外国人の両親から生まれ、11歳以降において、少なくとも5年間、フランスに居住している者は、成人に達するときにフランス国籍を取得する」。この国籍の自動取得は、1993年改正で一時廃止されたが、1889年以来のフランスの伝統である。

表2 各国の出生による国籍取得の基準

国	生 地 主 義		血 統 主 義
	無条件	一方の親が国民 または永住者	一方の親がその 国で生まれた
(無条件の生地主義)			
アメリカ	○		△
カナダ	○		△
ニュージーランド	○		△
(永住条件型生地主義)			
オーストラリア		○	△
イギリス		○	△
(生地主義の加重された血統主義)			
ドイツ		△	○
フランス			△
オランダ			△
(厳格な血統主義)			
スウェーデン			○
韓国			○
日本			○

参照：SOPEMI, *Trends in International Migration-Annual Report 1994* (Paris: OECD, 1995), p. 160.
 table III. 2: Department of Economic and Social Affairs Population Division, *International Migration Policies* (New York: United Nations, 1998), p. 31, Box 1.

デン³⁰・ドイツ³¹) では、いわば居住主義による国籍取得が容易に認められる。ここでの居住主義 (jus domicili) とは、一定期間の住所を有する国の国籍を認められるとする原理である³²。したがって、血統主義国にあっても、移民の二世の場合には、定住国と密接な関係があると思われる場合には国籍の選択権が与えられる国も少なくない。

かつて、国籍唯一の原則がかかげられ、無国籍者³³と重国籍者³⁴ができるだ

29 1984年のオランダ国籍法 6 条によれば、「つぎの者は、国籍取得の宣言により、オランダ国籍を取得する。(a) 成年の外国人で、オランダまたはオランダ領アンティルにおいて出生し、出生以来その地に住所または現実の居所を有し、かつ年齢25歳に達しない者。(b) オランダまたはオランダ領アンティルにおいて出生し、その地に3年以上住所または現実の居所を有し、出生以来無国籍であり、かつ年齢25歳に達しない者」。
 参照, de Groot and Bollen (1996), p. 591.

けなくそうという条約が結ばれてきた。しかし、今日、一般に、すべての国が無国籍者をなくそうと努めてきたので、その数は多くない。例外的に、庇

- 30 1950年のスウェーデン国籍法3条によれば、「16歳に達して以来、スウェーデンに引き続き居住し、それ以前に通算して5年以上スウェーデンに居住していた外国人は、21歳のときから23歳までに、11条1文の示す機関に対し、スウェーデン国民となる意思表示をすることができる」。参照、参照、Håkan Sandesjö and Kurt Björk, *Medborgarskapslagen med kommentarer* (Stockholm: Publica, 1996), p. 57. ここでは、出生ではなく、一定の学齢期を定住国で過ごしたかどうかが国籍取得の基準となり、この規定は *Increscens*, すなわち「社会での成長 (inväxande i samhället)」による国籍取得と説明されている。
- 31 1993年改正ドイツ外国人法85条によれば、「(1) 16歳以上23歳未満の外国人は、つきの要件をみたすかぎり、帰化を請求する権利がある。1, 従来の国籍を放棄すること, 2, 過去8年間ドイツに居住していること, 6年以上ドイツの学校に通い, 3, そのうち2年以上は基礎学校に通っていること, 4, 有罪判決を受けていないこと。(2) 外国人が居住許可または永住権をもっていない場合は、帰化請求権は認められない。46条1項所定の国外退去事由がある場合には、帰化は拒否される」。この46条1項所定の退去事由とは、自由で民主的な基本秩序や国家の安全を脅かすような暴力行為などをさす。参照、Werner Kanein and Günter Renner, *Ausländerrecht* 6th ed. (München: Beck, 1993), pp. 181, 298.
- 32 参照、Tomas Hammar, *Democracy and the Nation State* (Adelshot: Avebury, 1990), p. 76; 近藤敦監訳『永住市民と国民国家』(明石書店, 1999) 103頁。以下, Hammar (1990); 訳書と略述する。Rainer Bauböck, *Transnational Citizenship: Membership and Rights in International Migration* (Aldershot: Edward Elgar, 1994), p. 32; Stephen Castles and Mark J. Miller, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World* 2nd ed. (New York: Guilford, 1998), p. 241; Chikako Kashiwazaki, 'Jus sanguinis in Japan: The Origin of Citizenship in a Comparative Perspective,' *International Journal of Comparative Sociology* vol.39, no.3 (1998), p. 279.
- 33 1961年の無国籍者削減協定(ドイツ, スウェーデン, オランダ, イギリス, オーストリアおよびカナダは批准)。参照、Ruth Donner, *The Regulation of Nationality in International Law*, 2nd ed. (New York: Transnational Publishers, 1994), pp. 193-6. 以下, Donner (1994) と省略する。
- 34 1963年の重国籍削減および重国籍の場合の兵役に関する欧州協議会協定(重国籍削減部分について、ドイツ, スウェーデン, オランダ, フランスは批准), 1977年の同選択議定書参照, Donner (1994), pp. 212-3.

護請求権者、超過滞在者の子ども（日本³⁵）などが無国籍者となっている。

対照的に、二重国籍者は、従来から一般的に認めている国（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、イギリスおよびフランス）も少なくない³⁶。たしかに、欧州評議会は、1963年に重国籍削減に関する条約を締結した³⁷。しかし、1993年にはその第2選択議定書において、国際結婚と国際移住の増大に伴い、一定の加盟国では重国籍を広く認めるようになるにつれ、家族内の国籍の一体性を高め、移民の2世を社会に統合するという2つの場合に重国籍を認め、奨励すらするにいたった³⁸。さらに、1997年に欧州協議会

35 1998年末における無国籍者の数は、2186人である。法務省入国管理局『平成11年度在留外国人統計』（入管協会、1999）5頁。しかし、超過残留の外国人どうしのカップルから生まれた子ども、日本人の父親が認知しない場合などは、無国籍児として外国人登録しないことが予想されるので、無国籍者の数は不明である。養父知美「外国人の結婚・子ども・家族」日本弁護士連合会編集委員会編『定住化時代の外国人の人権』（明石書店、1997）70頁。なお、オランダの旧植民地出身のマラッカ人は、インドネシア独立後も、マラッカ自由共和国の建国のために無国籍を選んだが、現在およそ4万人いるマラッカ人の大部分はオランダ国籍を取得している。参照、Jan Rath, 'La participation des immigrés aux élections locales aux Pays-Bas', *Revue européenne des migrations internationales* vol. 4 no. 3 (1988) ; p. 25；近藤敦訳『ヨーロッパにおける外国人の地方参政権』（明石書店、1997）13頁；de Groot (1996), p. 558-62；Rund van den Bedem, 'Towards a System of Plural nationality in the Netherlands' in Rainer Bauböck (ed.), *From Aliens to Citizens* (Aldershot: Avebury, 1994), pp. 95-109. ちなみに、無条件の生地主義国では、超過滞在者の子どもの場合も、生まれた国の国籍を取得するので無国籍者となることはない。

36 参照、Kay Hailbronner, *Einbürgерung von Wanderarbeitnehmern und doppelte Staatsangehörigkeit* (Baden-Baden: Nomos, 1992), pp. 100-1.

37 フランス、ドイツ、スウェーデンおよびオランダは批准した。しかし、イギリスは条約の二重兵役回避協定だけを批准し、重国籍削減協定は留保した。

38 Ruth Donner, *The Regulation of nationality in International Law*, 2nd edn (Irvington-On-Hudson: Transnational, 1994), p. 214; Europarat, 'Zweites Protokoll zur Änderung des Übereinkommenes über die Verringerung von Mehrstaatigkeit und die Wehrpflicht von Mehrstaatern' in Klaus Barwig et al. (eds.), 1994, *Vom Ausländer zum Bürger: Problemanzeichen im Ausländer-, Asyl- und Staatsangehörigkeitsrecht: Festschrift für Fritz Franz und Gert Müller* (Baden-Baden: Nomos, 1994), pp. 411-2.

は、国籍に関するヨーロッパ条約を締結し、14条では、(a)国際結婚により生まれた子どもは出生とともに自動的に取得した両方の国籍を維持すること、(b)婚姻により自動的に取得したもう1つの国籍を維持すること、といった2つの場合の重国籍を加盟国が認めることを定めている。また、15条では、その他の場合の重国籍については中立の立場をとり、各国の国籍法の自由な選択に任せることにした³⁹。すでに、1992年以後、オランダは帰化に際して従来の国籍を放棄することなく二重国籍を認める運用がみられ、国籍法の改正に取り組んできた⁴⁰。ドイツでは、以前から国際結婚で生まれた子どもの二重国籍は選択義務を課すことなしに認められていたが、2000年から、いわゆる移民の二世が二重国籍を認められる場合に選択義務制度が導入されることになる⁴¹。ただし、妥協の結果、採用された永住者の子どもとして二重国籍を取得

39 Appendix: European Convention on Nationality and Explanatory Report, in Síofra O'leary and Teija Tiilikainen (eds.), *Citizenship and Nationality Status in the New Europe* (London: Sweet & Maxwell, 1998), pp. 211, 243.

40 Hans van Amersfoort, 'Migration Control and Minority Policy: The Case of the Netherlands' in Grete Brochman and Tomas Hammar (eds.), *Mechanism of Immigration Control: A Comparative Analysis of European Regulation Policies* (Oxford: Berg, 1999), pp. 138–9. 1996年の改正法案は、上院の多数派により否決されたが、実務上、つぎのような合理的な理由があれば従来の国籍を放棄することなしに、帰化が認められる。すなわち、国籍国が国籍放棄を認めない場合、1963年協定の第2選択議定書批准国の国民の場合、オランダ生まれの国民の場合、オランダ国民の配偶者の場合、難民の場合、外国籍放棄により実質的な経済的損失をこうむる者の場合、兵役を果たさないと外国籍放棄ができない者の場合、外国籍放棄に対する特別な実質的理由がある場合である。したがって、多くの者がこのいずれかの場合に該当することが少ないと。Kees Groenendijk and Eric Heijs, *Immigration, immigrants and nationality law in the Netherlands 1945–1998*, Paper for a Workshop on Immigration and Nationality Law, CEPIC, Paris, 25 June 1998, p. 6. さらに、未刊のドイツ語訳では、通達にある他の5つの場合も含め、13の場合が示されている。すなわち、オランダ国籍の志願が従来の国籍喪失を伴う場合、オランダ国籍取得後はじめて従来の国籍を放棄できる場合、少くとも引き続きオランダに5年以上常居所を有する成人の場合、一方の親がオランダ国民である未成年の子の場合、相続権を含む財産権を従来の国籍放棄により失う場合である。

した者は、23歳までに両親のいずれかの国籍を選択しなければならないとするこの選択義務は、国籍の剥奪を禁止しているドイツ基本法16条に違反するとの有力な反対意見もあることを付言する必要があろう。なお、スウェーデンでも重国籍を広く認める国籍法の改正が、2001年をめどに提案されている⁴²。多くの国での二重国籍者の正確な数は明らかではないものの⁴³、その長所は短所よりもしだいに高く評価される傾向にある⁴⁴。日本と韓国は、帰化の際に従来の国籍を放棄しなければならず、また国際結婚で生まれた子供も大人になっていざれかの国籍を選択する制度があるため、二重国籍の増加を厳しく抑止している。しかし、これは先ほどの国籍に関するヨーロッパ条約14条(a)の規定の趣旨には反することになる。日本において重国籍に反対する見解の有力な根拠が、1963年のヨーロッパ協議会の重国籍削減協定にあったことからしても、日本の国籍選択制度は今後再検討する必要があろう。スウェーデンも同じルールをもっているが、国籍の選択を義務づける実務上の運用をしておらず、また、スウェーデンで育ち教育を受けた子どもが届出により、国籍を取得する場合その他のゆるやかな重国籍防止の運用のため、実務上、多くの例外をもっていた⁴⁵。

帰化者数ないしは帰化率は、一般に、少しずつ高まっている。狭義の帰化に加え、後天的な国籍取得、すなわち意思表示、届出、権利帰化、国籍の自動取得による場合も含めた広義の帰化により国籍を取得した外国人が、その年に在留登録していた外国人のうちどのくらいの割合であったかを表3に示しておこう。上段が帰化者数であり、下段が帰化率である。

41 参照、Rainer Hofmann, 'Nationality Status and Minorities in Germany' in in Stofra O'leary and Teija Tiilikainen (eds.), *Citizenship and Nationality Status in the New Europe* (London: Sweet & Maxwell, 1998), pp. 164-7.

42 SOU 1999: 34, p. 13.

43 スウェーデンでは、30万6000人の二重国籍者がいると国籍に関する調査委員会は推定している。SOU 1999: 34, Kulturdepartementet, *Svenskt medborgarskap* (Stockholm: fakta info direkt, 1999), p. 139. また、ドイツでは、緑の党によれば、二重国籍者は200万人以上いるという。参照、<http://www.gruene.de/vertrag.htm>

44 参照、近藤敦『外国人参政権と国籍』(明石書店, 1996) 178-80頁。

45 SOU 1999: 34, pp.138-41.

表3 広義の帰化者数（千）と帰化率（%）

年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
国									
日本	5.8	6.1	6.8	7.8	9.4	10.5	11.1	14.1	14.5
	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	1.1
ドイツ	40.8	68.5	101.4	141.6	179.9	199.4	259.2	313.6	302.8
	1.0	1.5	2.1	2.7	3.1	3.1	3.8	4.5	4.2
フランス	74.0	82.0	88.5	95.5	95.3	95.5	126.3	92.4	109.8
				2.7					
イギリス	64.6	117.1	57.3	58.6	42.2	45.8	44.0	40.5	43.1
	3.5	6.4	3.2	3.4	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1
オランダ	9.1	28.7	12.8	29.1	36.2	43.1	49.5	71.4	82.7
	1.5	4.6	2.0	4.2	4.9	5.7	6.3	9.4	11.4
スウェーデン	18.0	17.6	16.8	27.7	29.3	42.7	35.1	32.0	25.6
	4.5	4.2	3.7	5.7	5.9	8.5	6.9	6.0	4.8
オーストラリア	81.2	119.1	127.9	118.5	125.2	122.1	112.2	114.8	111.6
	5.7							7.4	
カナダ	58.5	87.5	104.3	118.6	116.2	150.6	217.3	227.7	
				9.1					
アメリカ	242.1	233.8	270.1	308.1	240.3	314.7	407.4	445.9	1044.7
				2.3					

参照：SOPEMI, *Trends in International Migration-Annual Report* (Paris: OECD, 1998), p. 225, table A. 1.7; Dilek Cinar, 'From Aliens to Citizens: Rules of Transition' in Rainer Bauböck (ed.), *From Aliens to Citizens: Redefining the Status of Immigrants in Europe* (Aldershot: Avebury, 1994), pp. 63-4; Stephen Castles and Mark J. Millar, *The Age of Migration* 2nd ed. (New York: Guilford, 1998), p. 243.

帰化者数または帰化率の上昇の理由は、外国人登録者数の増加と相関関係にあるだけでなく、帰化の要件を緩和する傾向とも対応している。さらに、個別の理由をみるならば、重国籍を認める国籍法の運用(オランダ)，政府の積極的なキャンペーン(オーストラリア)，冷戦終結と帰還者の増大(ドイツ)などさまざまである。

スウェーデンのような国では、国籍取得は移民の統合の過程と考えられるが、ドイツのような国では、統合がうまく達成されたみかえりであり、新しい国に対する責任の印しとして国籍が考えられていた。また、アメリカのような多文化社会では、政治的忠誠と基礎的な言語能力が帰化手続きの要素であるが、ドイツのような血統の共同体では、帰化は困難であるといわれる⁴⁶。しかし、国籍法を改正したドイツも帰化を統合の過程と位置付けるようにな

り、日本だけが帰化の困難な国として残ることになる。

ところで、アメリカのように、国籍とは別の市民権という法律用語が存在しているといふにかかわらず、国籍と市民権の概念は、いずれの国でもクロスオーバーしている。まず、日本語の市民権に当る *Citizenship* という英語は、様々に用いられている。第1に、国籍にともなう一連の権利と義務を意味する。第2に、国籍、すなわち国家の構成員資格そのものをさす。第3に、共同体における完全なメンバーシップとして、女性や少数者の平等な社会参加を意味する文脈で用いられる。他方、*Nationality* という英語は、第1に国籍の意味で用いられる⁴⁷。第2に、国民的民族 (nation) の構成員資格を意味する⁴⁸。この場合、*Citizenship* が民族性と切り離された用語として国籍の意味で用いられることになる⁴⁹。

欧州連合は、連合市民権（いわゆるヨーロッパ市民権）をつくり、イギリス、フランス、ドイツ、オランダおよびスウェーデンといったEU加盟国では、相互に地方参政権などを認め合うことになった⁵⁰。また、出身国との相互主義にかかわらず、より普遍的に、永住者または長期在留外国人に対して、フランス、イギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデンおよび日本では、市民権の新しい概念 (*la nouvelle citoyenneté*,⁵¹ new citizenship,⁵² post-

46 United Nations (1998), p. 57.

47 国際法学者、日本、フランス、オランダで特に顕著である。たとえば、1997年の国籍に関するヨーロッパ協定2条によれば、「国籍 (nationality)」とは、「個人と国民との間の法的紐帶 (legal bond)」を意味し、個人の「民族的出自 (ethnic origin)」を示すものではないと定義されている。この規定は、中・東欧諸国では、国籍の意味で *citizenship* を使い、*nationality* が、第2の民族性を意味することが多い事情を反映して、わざわざ設けられている。

48 Paul Weis, *Nationality and Statelessness*, 1956 (Westport: Hyperion, 1979), p. 3.

49 社会学者、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドで特に顕著である。

50 域内での移動の自由、欧州議会の参政権(選挙権と被選挙権)、域外での外交上の保護請求権、オンブズマン提訴権なども含まれる。

51 Saïd Bouamama, *Réinventer la société*, in: Saïd Bouamama et al. (eds.), *La citoyennete dans tous ses etats. De l'immigration a la nouvelle citoyenneté* (Paris: L'Harmattan, 1992), pp. 325-6; C. W. de Wenden, *Citoyenneté nationalite et immigration* (Paris: Acantère, 1987), pp. 72-3.

national citizenship,⁵³ Niederlassungsrecht,⁵⁴ denizenship,⁵⁵ 永住市民権)が提唱されることがある。いわば、「互恵的・地域的な市民権」としてのヨーロッパ市民権などと⁵⁶、「居住的・普遍的な市民権としての」永住市民権などの2つのタイプの国籍とは別の市民権が構想されている。前者はすでに実務上法整備されているが、後者は依然として理論上の概念にとどまっており、後者のうち、もっとも影響力を持っている概念が denizenship と思われるが、論者によりその概念の定義も異なる⁵⁷。なお、外国人居住者が国民とほぼ同じ権利を有する、オーストラリア、ニュージーランドおよびカナダでは、こうした特別な用語を必要としているようである。むしろ、これらの国では、先住民族の市民権を中心として文化的市民権が問題とされることが多い⁵⁸。

T.H.マーシャルによれば、市民権は歴史的な展開に応じて、市民的権利・政治的権利・社会的権利の3つに分類されて説明された⁵⁹。この点、トーマス・

52 J. P. Gardner, 'What Lawyers mean by Citizenship' in Commission on Citizenship (ed.), *Encouraging Citizenship* (London: HMSO, 1990), p. 71.

53 ソイサルの用語は、postnational membership である。Yasemin Nuhoğlu Soysal, *Limits of Citizenship* (Chicago: University of Chicago, 1994), p. 139. シュックは彼女の考えを post-national citizenship と表現する。Peter H. Schuck, *Citizens, Strangers, and In-Betweens* (Oxford: Westview, 1998), p. 202.

54 Fritz Franz, 'Renaissance des Niederlassungsrechts' ZAR (1985), p. 14; Fritz Franz, 'Der Gesetzentwurf der Bundesregierung zur Neuregelung des Ausländerrechts', ZAR 1/1990, pp. 5-6.

55 Tomas Hammar, 'Legal Time of Residence and the Status of Immigrants', in Rainer Bauböck (ed.), *From Aliens to Citizens* (Adelshot: Avebury, 1994), p. 189. 参照、近藤敦「市民権概念の国際化—denizenship をめぐる各国の議論を中心として—」エコノミクス3巻3・4号(1999)61-94頁。さらに、Thomas Faist, 'Immigration, Integration, and the Welfare State: Germany and the USA in a Comparative Perspective' in Rainer Bauböck et al. (eds.), *The Challenge of Diversity: Integration and Pluralism in Societies of Immigration* (Aldershot: Avebury, 1996), p. 240.

56 「北欧市民権 (Nordic citizenship)」という用語は、法律用語ではないものの、北欧市民の相互に認め合う一連の権利をヨーロッパ市民権との対比で、このように呼ぶ場合もある。参照、Allan Rosas and Markku Suksi, 'Finland' in Bruno Nascimbene (ed.), *Nationality Laws in the European Union: Le droit de la nationalité dans l'union européenne* (Milano: Butterworths, 1996), pp. 267-268.

ハンマーによれば、外国人の場合は、市民的権利について、社会的権利が保障され、最後に政治的権利が残された課題となっている⁶⁰。しかしながら、外国人の市民権をより詳しく検討する場合の権利の類型としては、居住権・社会権・経済的権利および政治的権利という枠組みで分析することが適當と思われる。なぜならば、市民的権利のうちでも、居住権は、永住者などには国民に類似した権利が保障されるものの、短期滞在外国人の居住権は制限されているからであり、そもそも、入国の自由や再入国に関する外国人と国民との別異の取扱いが問題となりうるからである。また今日、市民的権利のうち、多くのものは外国人も含むすべての人々にすでに保障されており、経済的自由、とりわけ職業選択の自由は、永住者を除く多くの外国人には十分には保障されておらず、公務員という職業を選択する自由、すなわち公務就任権については、依然として一定の制約が外国人には課されているからである。さらに、市民的権利のうち、政治的な表現の自由が、外国人に制約可能であるかとしても、この問題は政治的権利の問題として検討することにより、外国人の市民権に関する今日的問題状況がより体系的に把握できるからである。

2. 居住権

一般に、外国人は、入国の自由をもたない。しかしながら、北欧協力、E

57 オーストリアの社会学者は、Wohnbürgerschaft または residential citizenship、すなわち居住市民権というニュアンスで訳している。Rainer Bauböck, *Immigration and the Boundaries of Citizenship* (Centre for Research in Ethnic Relations University of Warwick, 1992), p. 8; Rainer Bauböck, 'Changing the Boundaries of Citizenship', in Rainer Bauböck (ed.), *From Aliens to Citizens* (Aldershot: Avebury, 1994), p. 226. 筆者は永住市民権と訳している。近藤敦『外国人参政権と国籍』(明石書店, 1996) 18頁, 同『「外国人」の参政権—デニズンシップの比較研究一』(明石書店, 1996) 12-3頁。

58 参照、ウィル・キムリッカ著、角田猛之ほか監訳『多文化時代の市民権』(晃洋書房, 1998)。

59 T.H. Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class* (London: Pluto Press, 1992), pp. 8, 84.

60 Hammar (1990), pp. 53-5 訳書76-8頁。

U/E E A⁶¹条約およびオーストラリアとニュージーランドの間のトランス・タスマニア旅行規定 (Trabs-Tasman Travel Arrangement) は、その当事国間において、相互に入国の自由を承認する。

居住資格は、一般に、(1)短期滞在と(2)永住類似の長期滞在との2つのタイプに分類される。伝統的な移民国家（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）では、移民プログラムに基づいて、家族・技術・投資などのカテゴリーに分かれ、移民受け入れ国に入国する以前に、永住権を伴う移民資格の許可を求める必要がある⁶²。スウェーデンでは、例外的に入国前に永住許可が認められることがあるものの、一般には1年ないし3年間の居住の後に永住許可の申請をすることになる。ヨーロッパ諸国および日本では、一般に、短期滞在者が、数年の滞在期間を経過した後に、永住許可を申請することになる。たとえば、永住許可に必要な滞在期間は原則として、3年（フランス）、4年（イギリス）、5年（オランダ）、8年（ドイツ）⁶³および10年（日本）である。日本の実務が専門的職業をもつ外国人に対して、永住権を認めることにいかに消極的であるかは、これらの国々との対比から明らかである。トーマス・ハンマーは、西欧諸国に新たに入国した場合に通過する3つの入り口モデルを提示した⁶⁴。すなわち、第1に、短期滞在許可の入管審査、第2に、永住許可の審査、第3に、帰化の審査という関門を通過する。しかし、

61 E E A (European Economic Area) , すなわち欧洲經濟領域は、E F T A諸国がEU諸国との共通市場をめざして1992年5月に調印、1994年1月に発効した。スイスは1992年12月にE E Aへの参加を国民投票で否決し、1995年からオーストリア、スウェーデンおよびフィンランドはEUに加盟したため、現在のE E A加盟国は、EU 15カ国。他は、アイスランド、ノルウェーおよびリヒテンシュタインが加盟している。

62 オーストラリアでは、一定期間の滞在のうちに、移民としての永住を希望する者は、いったん出身国へ帰ることが必要となる。

63 Paul Gulbenkian and Ted Badoux (eds.), *Entry and Residence in Europe: Business Guide to Immigration Rules* (Chichester: John Wiley & Sons, 1997), pp. 14, 112, 133, 141, 254. 以下、Gulbenkian and Ted Badoux (1997)と省略する。なお、フランスでは短期滞在許可を3年間有していた者が、10年間の滞在許可を請求でき、10年ごとに原則として更新されるものの、厳密には永住権とは違う。

64 Hammar (1990), p. 21 訳書36頁。

伝統的な移民国家では、最初から第2の関門に進む移民がおり、日本では⁶⁵第3の関門よりも高いハードルが第2の関門に課されているという例外があることが表4に明らかである。

表4 永住許可と帰化の居住要件

	永住要件	帰化要件
オーストラリア	0年	2年
ニュージーランド	0年	3年
カナダ	0年	3年
アメリカ	0年	5年
スウェーデン	0-3年	2-5年
フランス	3年	5年
イギリス	4年	5年
オランダ	5年	5年
ドイツ	8年	8年
日本	10年	5年

ただし、これらの国々では、国民や永住者の配偶者と子供の場合、相対的に短い滞在期間（2ないし5年）で、永住権を獲得できる点は、日本も同様である。

なお、公共の安全を害さない善良な人物であること、技術あるいは十分な財産をもっていることも要件とされる場合が多い（日本、イギリス、オランダ、オーストラリアなど）。十分な語学力を永住資格の要件とする国は少ない（ドイツ、日本）。一定の要件を満たせば権利として永住権が与えられる国も

65 一般原則として、「10年以上継続して本邦に在留していること」、留学生の場合は、「就労資格に変更後5年以上の在留歴」を実務上の目安としている。日本人、永住者または特別永住者の配偶者の場合、原則「3年」であり、海外において3年以上の婚姻歴があれば、「1年」の在留で足り、また、日本人、永住者または特別永住者の子の場合も、「1年」が目安である。難民は認定後、定住者は許可後、「5年」が目安であり、わが国への貢献があると認められる者も、「5年」が目安である。参照、小山信幸「在留資格『永住者』について」国際人流138号（1998）26-7頁。以前は、実務の目安として一般原則が「20年」であるとの指摘もみられた。参照、山田瞭一・黒木忠正【（第4版）わかりやすい入管法】（有斐閣、1998）83-4頁、竹内昭太郎『出入国管理行政論』（信山社、1995）244頁。

あるが（ドイツ、オランダ），多くは裁量による⁶⁶。

表5 安定居住者比率と許容在外期間

	外国人における安定居住者比率	許容在外期間
フランス	93%	3年
ドイツ	53%	6カ月
オランダ	66%前後	9カ月
スウェーデン	66%以上	
イギリス	50%以上	2年
日本	41%	2年/5年

参照，Kees Groenendijk et al., *Security of Residence of Long-Term Migrants: A Comparative Study of Law and Practice in European Countries* (Strasbourg: Council of Europe Publishing, 1998), p. 100；法務省入国管理局『平成11年度在留外国人統計』（入管協会，1999）13頁。

一般に，外国人は在留資格を失わないためには，出国前に，再入国許可を受けることが必要とされる。また，永住資格を失わないためには，一定期間の間に帰国する必要がある（日本では2年，ただし特別永住者は5年）。外国人住民のうち，永住権ないしはEU市民権のような安定した居住資格をもつ者の比率と，永住権を喪失しないですむ在外期間については，表5のようになる。

また，出身国により特別な居住権の扱いをする場合がある。たとえば，互恵条約に基づいた特権（EU/EEA/北欧諸国，オーストラリアとニュージーランド），かつての植民地出身者の特権（日本，フランス，イギリス），自民族の帰還者の特権（日本，ドイツ）がある。

なお，外国人登録は，警察（イギリス），市役所（日本，フランス，ドイツ，オランダ）で行われる⁶⁷。スウェーデンでは，個人番号の付いた身分証明書が国民と同様に税務署で住民登録した外国人にも発給され，それが各種の社会保障の受給資格と連動している。アメリカ，カナダ，オーストラリアおよびニュージーランドでは，外国人に限らず，国民の登録と身分証明書の発

66 Kees Groenendijk et al., *Security of Residence of Long-Term Migrants: A Comparative Study of Law and Practice in European Countries* (Strasbourg: Council of Europe Publishing, 1998), pp. 99-100.

67 Gulbenkian and Badoux (1997), pp. 19, 118, 141, 274.

給は、市民的自由を侵害するおそれがあるとの理由で採用されていない。

EU諸国は、EU市民以外の外国人のうち、非正規滞在者や強制退去者の指紋をとることになった。日本では、ようやく1999年にすべての在留外国人の指紋押捺が廃止されることになるものの、外国人登録証の携帯義務が依然として残った。

密入国したり、超過滞在しながら、非正規滞在者として、居住権を認められない者の長期の滞在とその正規化は各国で問題となっており、アメリカとフランスでは大量の正規化がなされている。

3. 社会権

アメリカ以外では、社会権に関する国民と外国人との違いは減少する傾向にある⁶⁸。合法的な外国人は、国民が享受するのとほぼ同じ一連の社会サービスを受ける⁶⁹。主要な区別は、国民と外国人のあいだではなく、永住者（または共通労働市場出身の外国人居住者）とその他のあいだにある⁷⁰。国籍が社会保障の受給資格に影響を与える要素は少なく、より重要な8つの要素として、(1)領土内にいること、(2)居住・労働の合法性、(3)在留資格（たとえば、永住者、短期滞在者、旅行者）、(4)福祉プログラムの性質（たとえば、拠出制、無拠出制、緊急）、(5)出身国（たとえば、EU加盟国）、(6)居住の長さ、(7)受給決定が行政上実施される熱心さ、(8)連邦国家の場合は住んでいる州が指摘されている⁷¹。

68 アメリカの例外的状況は、ここで取り上げる国のうち唯一、国際人権規約のA規約（社会権規約）を批准していないことと関係があるように思われる。とりわけその第9条では、「社会保障についてのすべての者の権利」を保障している。

69 Yasemin Nuhoğlu Soysal, *Limits of Citizenship* (Chicago: University of Chicago, 1994), p. 124.

70 William Rogers Brubaker, 'Membership without Citizenship: The Economic and Social Rights of Noncitizens', in William Rogers Brubaker (ed.), *Immigration and the Politics in Europe and North America* (Lamham: University Press of America, 1989), p. 156.

71 参照、Jens Magleby Sørensen, *The Exclusive European Citizenship: The Case for Refugees and Immigrants in the European Union* (Adelshot: Avebury, 1996), p. 60.

永住者ないし長期滞在者の場合には、社会保障制度において国民との違いはない。たとえば、生活保護については、一定の長期滞在資格を有する者にしか受給資格を認めない国が多い⁷²。拠出制の社会保険は、個人の拠出する会費に基づくので、出身国において保険がかけられる（たとえば、契約労働者）場合を除いては、あらゆるカテゴリーの合法的な外国人に門戸が開かれる。これとは対照的に、無拠出制の公的扶助は、税金によってまかなわれる⁷³。したがって、期間が定まっている在留外国人の場合、在留期間の更新の拒否理由となりうる公的扶助へのアクセスから締め出される傾向があり、永住者またはそれに類似の安定した在留資格を有する外国人は、税金によりまかなわれる手当にアクセスすることがより認められる傾向にある。

一方、短期滞在者には、一定の医療保障と社会手当の制約がある⁷⁴。また、非正規滞在者は、多くの社会保障上の制限があり、一般に、緊急医療を除いて医療保障や社会手当を受けることができない。例外的に、事故保障（ニュージーランド）、原爆医療（日本）などが認められる国もある。

なお、社会権は2国間または多国間の条約により、特権が認められることが多い。たとえば、ドイツでは、トルコ人は失業したり、生活保護を受けても、居住資格を脅かされることはない⁷⁵。

教育は移民の社会的統合にとって非常に重要と考えられている。一般に、国語の補習授業のプログラムはある。一方、多文化教育の理念に根ざした教育を受ける権利が、外国人ないし移民の子弟には問題となる。母語教育は、

72 永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者（日本）、3年以上の在留資格と継続居住実績（フランス）などの受給資格の制限がある。ただし、スウェーデンでは、1年以上の滞在が予定され、住民登録した外国人、すなわち住所を有する外国人は、福祉国家の構成員として国民と同じ社会権が保障されるため、生活保護の受給資格は長期滞在者に限らない。

73 Thomas Faist, 'Immigration, Integration, and the Welfare State', in Rainer Bauböck et al. (ed.), *The Challenge of Diversity* (Adelshot: Avebury, 1996), p. 257.

74 たとえば、1年（日本）ないし2年（オーストラリア）未満の短期滞在許可しかもたない外国人は、各種の医療保障と社会手当の受給資格がない。

75 United Nations (1998), p. 56.

自尊心を涵養するだけでなく、受け入れ国での言語訓練をも容易にすると考えられている。歴史的には、移民の家族が出身国に帰ることを想定して母語教育を導入した国も多い。しかし、1970年代に、移民の家族が帰国するとは限らないことが明かになると、こうした論拠は捨てられ、母語教育を問題や非能率をもたらすものだとする否定的な見解もみられるようになった。他方、移民の言葉や文化に対する知識は、文化的、法的、経済的観点から重要であると主張する国もある⁷⁶。母語教育を一定の公費助成を受けた私立学校が行う国が多い。母語教育を公立学校でも一般的に行なう国もある（スウェーデン、オランダ、カナダ）。また、第2外国語が、母語教育となる場合もある。

4. 経済的権利

一般に、財産権に関する外国人への制約は原則としてなくなっている⁷⁷。例外的に、土地・船・特許の所有権に相互主義を要求し、放送・電話会社の株式保有に制限をつけたり（日本）、工業所有権や商用財産に国籍要件を課す国もあり（フランス）、重役の4分の3ないし過半数が国民であることを要求する国もある（カナダ）。

しかし一般に、自営業に関して、永住者ないし長期滞在者は、自営業を営むのに十分な権利をもっている。営業の自由や職業選択の自由について、活動に制限のある在留資格の場合は、許可された職業以外に従事することは認

76 Ibid., p.55; Peter Broeder and Guus Extra, 'Language' in Hans Vermeulen (ed.), *Immigrant Policy for a Multicultural Society. A Comparative Study of Integration, Language and Religious Policy in Five Western European Countries* (Brussels: Migrant Policy Group, 1997), pp. 93-4. なお、各国における移民の言語教育については、さしあたり以下の文献を参照、Dilek Cinar (ed.), *Gleichwertige Sprachen? Muttersprachlicher Unterricht für die Kinder von Einwandern* (Innsbruck: Studien Verlag, 1998). 稿を改めて文化的権利として考察したい。

77 たとえば、スウェーデンでは、株式会社を設立するのに国籍の要件があると紹介する記述もみられた (Soysal, supra note 64 at 126)。しかし、ここでの重要な要件は、国籍ではなく、外国人の場合は EEA 諸国に住んでいることにある。参照, *Aktiebolagslagen* (SFS 1975: 1385) ch.2 § 1.

められないが、活動に制限のない在留資格の場合は、多くの職業が国籍の要件を不要としている。

国家公務員の職については、ほぼ全面的に⁷⁸外国人に対しても、門戸を開放している国はまれである(ニュージーランド)。EUは公務就任権をEU市民権の内容としてはいない。雇用のための自由移動には「行政機関への雇用(employment in the civil service)」を例外としている(Article 48 ECT)。しかし、EC裁判所の判例はこの用語を限定的に解しており、「公法上与えられた権力の行使への直接または間接的参加および国家その他の行政機関における一般利益の保護を目的とする職務」に限定している。一般に、ヨーロッパ大陸諸国は、公法上の身分を有する「官吏」と私法契約に基づく「雇員」に分け、雇員は伝統的に外国人にも門戸が開かれてきたが、今日、官吏についてもEU市民に門戸を開放する傾向にある⁷⁹。他方、アングロ・サクソン諸国や日本では、公務員に関するそうした区別はない。

ヨーロッパ大陸諸国のうち、比較的門戸を開放しながら、国家の安全や機密にかかわる警察や政府直属の国家公務員には門戸を閉ざす場合がある(スウェーデン、オランダ、カナダ)。EU市民にかぎり、官吏になることが原則として認められる国もある(ドイツ)。さらに、主権ないしは公権力の行使に関与しない官吏の場合は、EU市民にも門戸を開く国もある(フランス)。帰化の申請中の者を除き、外国人には原則として門戸が閉じられている国もある。

アングロサクソン諸国は、先ほどのニュージーランドが最も門戸を広く開放している。上級公務員のポストは、アイルランド国民などを除いて、イギリス市民でない者には門戸を閉じている場合もある(イギリス)。

日本では、大学教授、医者および看護婦には門戸を開いているが、こうし

78 公安庁の職員と国会議員だけが例外である。

79 Astrid Auer, *Civil Services in the Europe of Fifteen* (Maastricht: EIPA, 1996), pp. 40-1, Matthias Niedobitek, 'Recht des öffentlichen Dienstes in den Mitgliedstaaten der EG', in: Siegfried Magiera and Heinrich Siedentopf (eds.), *Das Recht des öffentlichen Dienstes in der Mitgliedstaaten der Europäischen Gemeinschaft* (Berlin: Duncker & Humblot, 1994), pp. 59-62.

た公職の門戸開放は他国でも認められており、相対的に日本の公務員職の門戸は外国人に閉ざされている。

一方、地方公務員に関しては、一般に、国家公務員よりも外国人の就任可能性は高い。全面的に、国籍要件を課さない国も少なくない（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、スウェーデン、オランダ）。国家公務員についてみたのと同様、EU市民以外には官吏への門戸を閉ざしている国もある（ドイツ、フランス）。日本では、地方公務員の門戸は開かれる傾向にある。ただし、公権力の行使と公の意思の形成に関する職務という制約基準を課しているため、管理職への任用の可能性が閉ざされることが問題となっている⁸⁰。その根拠は、国民主権原理といわゆる公務員に関する「当然の法理」に求められてきたが、この種の法理を当然とする国際的傾向は、これらの比較対象国では確認されない⁸¹。

5. 政治的権利

一般に、国会の参政権（選挙権と被選挙権）は外国人住民には認められない。例外的に、イギリスがアイルランドおよび英連邦諸国の国民に国会の選挙権と被選挙権を認めており、英連邦とのつながりをしだいに弱めているカナダでは、1975年以来、イギリス臣民は国会選挙権をもたなくなつた⁸²。オーストラリアでは1984年1月26日以前に選挙登録したイギリス臣民に参政権を認めている⁸³。一方、ニュージーランドにあっては、英連邦市民にかかわらず、すべての永住者に1年以上（当該選挙区に1カ月以上）の居住を要件と

80 参照、近藤敦「外国人の公務就任と国民主権原理—東京高裁判決の比較法的考察—」九大法学77号（1999）487-526頁。

81 参照、近藤敦「ヨーロッパにおける外国人の公務就任—『新たな当然の法理』—」エコノミクス2巻1号（1997）201-27頁。

82 Ronald G. Landes, *The Canadian Polity* 4th ed. (Ontario: Prentice-Hall Canada, 1995), p. 352. ただし、1867年のカナダ憲法23条によれば、元老院の被選挙権をイギリス臣民ももつ。

83 P. J. Hanks, *Constitutional Law in Australia* (Sydney: Butterworths, 1991), pp. 43-53.

して国会の選挙権を認めている。

ニュージーランドのこうした特殊性に関する第1の要因は、英連邦市民にすべての参政権を認めてきた伝統⁸⁴に求めるこどもできよう。ただし、この理由だけでは他の英連邦諸国（イギリス、カナダ、オーストラリア）との違いを説明できない。そこで、第2の要因は、移民国家としてできるだけ早く、「新しいメンバーをコミュニティに統合するのに役立つ」⁸⁵と考えたことにあら。しかし、これでも他の伝統的な移民国家（たとえばアメリカ、カナダ、オーストラリア）との違いを説明できない⁸⁶。さらに、第3の要因は、先住民族マオリの権利向上と結びついた外国人を含む少数者に対する徹底した平等の要請が考えられる。しかし、それでもなお、他の先住民族を有する多文化主義国家（たとえば、アメリカ、カナダ、オーストラリア、スウェーデン）との違いを説明できない。そこで、第4の要因は、日本⁸⁷・フランス⁸⁸・ドイツ⁸⁹において外国人の参政権に関する障害とされている国民主権条項が憲法

84 J. B. Ringer, *An Introduction to New Zealand Government* (Christchurch: Hanzard Press, 1991), p. 142.

85 Report of the Royal Commission on the Electoral System, Towards a Better Democracy in *Appendix to the Journal of the House of Representatives*, (1986), p. 232.

86 19世紀および20世紀初頭においては、アメリカも外国人の参政権を認めている州が多くったが、ナショナリズムの台頭により、廃止された。参照、高佐智美「アメリカにおける外国人の政治参加の歴史」一橋論叢111巻1号（1996）Gerald L. Neuman, "We are the People": Alien Suffrage in German and American Perspective' *Michigan Journal of Law* vol. 13 (1992), p. 303

Jamin B. Raskin, 'Legal Aliens, Local Citizens: The Historical, Constitutional and Theoretical Meanings of Alien Suffrage', *University of Pennsylvania Law Review* vol. 141 (1993), pp. 1462-3

87 判例時報1452号（1993）38頁。

88 92-308 DC (9. 4. 1992) and 92-312 DC (2. 9. 1992) in Louis Favoreu, *Recueil de jurisprudence constitutionnelle 1959-1993* (Paris: Litec, 1994), pp. 500, 508.

89 BverfGE 83, 37 (31. Oct. 1990), pp. 51-2; BverfGE 83, 60 (31. Oct. 1990), p. 72.

90 スウェーデンについては、外国人の国会選挙権の導入に際して、国民主権原理が障害となる意見を少数派はもっていたが、1984年当時の国会の多数派は障害とならないと考えていた。参照、Justitiedepartementet, *Rösträtt och medborgarskap*, (Stockholm: Liber, 1994), SOU 1984: 11, p. 164.

に規定されていないことである⁹⁰。しかし、それでは、国民主権条項を憲法が定めていない他の国々（オランダ・アメリカ・カナダ・オーストラリア）との違いを説明できない。したがって、第5の決定的な要因は、ナショナリズムの観念が希薄なことに求められる。いわばナショナリズムの強さと外国人参政権とは反比例の関係にある。

一方、地方参政権については、外国人住民の統合のために認めていくこうとする一般傾向がヨーロッパには見られる。ただし、出身国にかかわらず、一定の居住期間を要件とする「普遍型」と特定の出身国の外国人に限定する「限定型」に大別される。

普遍型の例として、スウェーデンでは、かつて3年以上の居住を要件とする外国人に対し、地方参政権を認める「定住型」であったが、今日、EU市民と北欧市民の場合には、3年未満の滞在者にも地方参政権が認められるようになった。オランダでも、5年以上の居住外国人および6週間以上の居住EU市民が地方参政権をもっている。したがって、今日の両国は「定住＆互恵型」と厳密には呼ぶことになろう。

限定型として、イギリスは「伝統型」であり、伝統的にイギリスとのつながりの深いアイルランド国民と英連邦市民が、イギリスに住んでいるかぎり国政および地方の参政権をもつ。しかし、今日、居住するEU市民も地方参政権を有することになったものの、依然としてそれ以外の外国人住民は参政権をもてないので、厳密には「伝統＆互恵型」と呼ぶことができよう。また、ドイツとフランスは、EUの条約上、相互主義に基づいて地方参政権をEU市民に限定して認める「互恵型」である。

なお、ニュージーランドは、国政・地方の選挙権において普遍型であるが、国政・地方の被選挙権については1975年8月22日に選挙人として登録されている者⁹¹、すなわち古くから居住している英連邦市民にのみ伝統的認める限定型である。一般には、選挙権の認められる外国人は、被選挙権も認められるべきとする国が多い。このことは治者と被治者の同一性という民主主義の

91 Electoral Act 194-F; Local Elections and Polls Act 112 (5) (b).

92 フランスでは、助役となること上院議員の選挙に参加することも、EU市民である外国人の地方議会議員には禁じられている。

原理からも導かれる。ただし、例外的に、フランス⁹²とドイツのバイエルン州⁹³およびザクセン州⁹⁴の2州では、市長の被選挙権をEU市民に認めないと制約が課されている。オランダの市長も任命性であり、機密に関する職務として、外国人の就任は認められていない。

外国人の地方選挙権の投票率は、一般に全体の投票率よりも低い⁹⁵。スウェーデンにおける外国人および全体の投票率は、表6の通りである。外国人の投票率は、長期低落傾向にあり、全体の投票率との差は、拡大傾向にある。オーストラリアでは、投票は義務であるので、かなり高い外国人の投票率が予想されるものの、外国人の投票率に関する入手可能なデータはない。

表6 スウェーデンにおける地方選挙の投票率

選挙年	全体	外国人	差
1976	90%	60	30
1979	89	53	36
1982	90	52	38
1985	88	48	40
1988	84	43	41
1991	84	41	43
1994	87	40	47
1998	81	34	47

外国人議員ないしは移民議員の比率も、一般に国民のそれよりも低い。スウェーデンにおける外国生まれの議員と外国人の議員の当選者数と各有権者数に占めるその割合は、表7の通りである⁹⁶。投票率や当選率が低いことは、外国人住民の統合が不十分であり、彼らの意見が十分に代表されていないこ

93 市長や郡長は地方の自治事務だけでなく、その管轄領域における高権的な國の事務の執行の責任を負うからというのが実質的な理由であり、1994年のEC指令(94/80 EC)5条3項所定の例外規定が適用された。Katarina Barley, *Das Kommunalwahlrecht für Ausländer nach der Neuordnung des Art. 28 Abs. 1 S. 3 GG* (Berlin: Duncker & Humblot, 1999), p.121.

94 Ibid., p.140.

95 参照、近藤敦『外国人参政権と国籍』(明石書店, 1996) 34頁。

96 Hammar (1990) p181; 訳書223頁; Statiska Centralbyrån, *Tema Invandrare* (Stockholm: SCB, 1991), p. 114.

とを示唆するものである。とはいっても、投票率や当選率が低くとも、外国人住民が地方参政権をもつことにより、既存の政党が外国人住民の権利向上のための政策に熱心になったことは大きな意義を有するといえよう。

表7 外国生まれの議員および外国人の議員の当選者数（上段）とその割合（下段）

議会	外国生まれの議員				外国人の議員			
	1979	1982	1985	1988	1979	1982	1985	1988
国会	?	6	6 1.7%	9 2.6%	-	-	-	-
県議会	43 2.5%	54	61 3.5%	69 4.0%	4 0.2%	3 0.2%	7 0.4%	11 0.6%
市議会	490 3.7%	528 4.0%	569 4.2%	589 4.3%	84 0.7%	89 0.7%	101 0.8%	106 0.8%

政治的な表現の自由についての制約は、一般には国民と外国人との区別はなくなってきた。かりに、憲法ないし法律上、こうした区別を定める規定が存在しても、重要な違いは平時にはあまり問題とならない。たとえば、フランスでは、1981年までは、「フランスに在留する外国人が服すべき政治的中立性を遵守する」との理由から、外国人は労働組合から締め出されたり、今日でも「公共の秩序」を脅かす場合には、国外退去させられるおそれがあり⁹⁷、外国語や外国に起源のある印刷物の出版を禁ずる裁量を内務大臣に与えている。日本では、かつてベトナム反戦運動に参加したことを理由に、在留期間の更新を拒否されたマクリーン事件最高裁判決が先例となり、外国人の政治活動の自由は、制約されうると解されている。したがって、定住国での政府を批判することが、在留期間の更新に際して不利に働くことを懸念することが、永住者以外の政治活動を抑圧することは考えられる。しかし、在日党の結成にみられるように、政党の結成や政治的な表現の自由は、永住者も享有する権利として定着しつつある⁹⁸。

97 Hammar, 'The Civil Rights of Aliens' in Zig Layton Henry (ed.), *The Political Rights of Migrant Workers in Western Europe* (London: Sage, 1990), p. 79.

98 李英和『在日韓国・朝鮮人と参政権』(明石書店, 1993) 63-4頁。

おわりに

外国人の権利を論じるに際し、種々の類型に分ける必要がある⁹⁹。そのうち、市民権に関する主要な要素を整理しておこう。まず、居住権については、(1)永住者・特権市民¹⁰⁰、(2)長期滞在者・短期滞在者、(3)非正規滞在者における区別が重要である。ついで、社会権については、(1)永住者・特権市民、(2)長期滞在者¹⁰¹、(3)短期滞在者・非正規滞在者の区別が重要である。さらに、経済的権利については、(1)永住者・特権市民、(2)長期滞在者・短期滞在者、(3)非正規滞在者の区別が重要である。最後に、政治的権利については、(1)永住者・長期滞在者・特権市民、(2)短期滞在者・非正規滞在者の区別が重要である。

たとえば、永住者およびEU市民などの場合は、原則的に安定した居住の権利を有するのに対し、他の合法的居住者は一定の期間のうちに滞在期間の更新が認められるかどうかは行政機関の広範な裁量により、非正規滞在者は、居住の権利が原則として認められず、退去強制されることになる。また、永住者およびEU市民などの場合は、生活保護も含む社会権が原則的に国民と同様に保障される。しかし、多くの国では、他の居住者は生活保護の受給資格が認められない。そして、他の居住者は、各種の社会保障の権利を有するものの、非居住者と非正規滞在者は、緊急医療などを除き、原則として社会保障の権利を有しない。さらに、永住者およびEU市民は、一定の公職を除いて広範な職業選択の自由を有するが、長期滞在者および短期滞在者は、在

99 参照、新井信之「外国人の類型化と権利の性質」畠・水上編、前掲書、220-24頁。

ただし、敵性外国人という類型は、多くの国では不要であるし、アメリカ国籍の日系人が敵性外国人として収用された例にもみられるように、国籍を基準にする外国人の類型としても不適切であろう。また、難民のほかに、庇護希望者も特別の類型として論じる方が欧米の議論では一般的と思われる。さらに、入国と同時に安定した居住権と経済活動の自由を保障された、EU市民や日系2世・3世などの特権を付与された外国人、という類型も必要となろう。

100 EU市民のほかに、北欧市民、EEA市民、オーストラリアとニュージーランドの関係、日系2世・3世などが特権市民として考えられる。

101 この場合の長期滞在者とは、1年以上住所を有しうるという要件であることが多い。

留資格に応じた経済活動の制限があり、非正規滞在者は経済活動は原則として認められない。最後に、永住者・長期滞在者・特権市民は、特別に一定の参政権が認められる場合もある。

なお、文化的権利について、外国人の市民権の第5の要素として考察する必要があるかもしれない。本稿では、社会権の一部として民族教育・多文化教育を受ける権利について扱ったにすぎない。日本をはじめ、文化的市民権については必ずしもよく確立している国ばかりではない。また、ヨーロッパ諸国への人の流入は、大づかみにいえば、30年前には移民労働者が主体であり、20年前にはその家族の呼び寄せが主体であり、最近の10年間は難民を中心となることで、その経済コストの増大と高い失業率から、レイシズムや文化摩擦の現象がみられ、移民の文化的権利の見直しを求める声がある。しかしながら、多文化主義を法政策課題として取り入れ、多数派の文化と少数派の文化を調整するものさしとして、文化的な市民権を確立・発展させることを考える必要は、カナダやオーストラリアにかぎらず、今後ますます現代の国家では大きくなるであろう。文化的権利の内実の展開にも今後は注目していきたい。

最後に、外国人にも市民権の多くの要素が保障される時代にあって、社会権その他の市民権の内容の多くから排除されながら生活しているグループは、非正規滞在者である。多くの国々が非正規滞在者の正規化と取り組むのは、「多くの人を不法なステイタスのままでいさせることは、さまざまな原因から搾取され、恒常的な下層階級を永続させるからである。また、長くその国に住んでおり、人間関係のネットワークをつくってきた人々を強制退去することは、人道に反するからである」¹⁰²。通常、入国してきた外国人には、入国管理の閑門を経て、永住権（永住市民化）、さらには国籍（帰化）を加えた「3つの閑門」のどこを通過したかにより、そのステイタスに伴う権利状況が違ってくる。最初の閑門で問題のあった人が在留特別許可（正規化）により、居住権その他の市民権を取得する承認ルールも今日の国々では必要となっている。一定期間の「居住」実績その他が、広い意味での「市民権」ないし国

102 United Nations (1998), p. 225.

籍の取得と結びつく公正な民主的ルールづくりが、人の国際移動が盛んな今日、各国で問題となっている。その際、「市民権」をめぐる3つの承認ルール（帰化・永住・正規化の手続）の異同とその公正さが議論される必要があるばかりではない。とりわけ、子どものいる家族の場合には、子どもの権利条約3条の「児童の最善の利益」を考慮した「人権」の問題としても、退去強制の裁量の幅は狭められることが当然に予想される。人間が人間であることにより当然にもつ権利を人権と考えるならば、日本で一般に用いられる「外国人の人権」という用語は、「外国人の権利」という欧米の用語と近い意味合いで理解されることが多い。日本国憲法や「国際人権法」の保障する「人権」のうち、国籍や一定の在留資格を前提とせず、何らの留保なしに日本が保障している人権の水準を、非正規滞在者の権利状況は物語っている。市民権の排他性と人権の普遍性を調整する法理と政策は、現代の国際社会の共通テーマであり、ここでは扱わなかった非正規滞在者の正規化手続の研究も今後の課題である。